

◇ 判例研究 ◇

人身傷害保険について保険会社が被害者に対して自賠償保険分を含めて一括払することに合意をした場合において、保険会社が自賠償保険から支払を受けた損害賠償額相当額を被害者の損害賠償請求権の額から控除することができないとされた事例に関する考察

(最一小判令和4年3月24日)

山 田 拓 広\*

【事案の概要】

1 前提事実（争いのない事実及び裁判所によって認定された事実）

(1) 交通事故の発生

ア 日時 平成29年4月25日午後2時35分ころ

イ 場所 福岡市中央区（以下略）

ウ 原告（以下「X」という）車両 普通乗用自動車

運転者：X

エ 被告（以下「Y」という）車両 普通乗用自動車

運転者：Y

オ 事故態様

信号機による交通整理が行われていない交差点において、X車両が直進中、Xから見て左方向の交差道路から進入してきたY車両と側面衝突した。

---

\* やまだ・たくひろ 立命館大学大学院法学研究科博士課程後期課程 弁護士

(2) 過失割合 X : 30%, Y : 70%

Y側に一時停止の規制があったこと、本件事故直前の両車両の速度はX車両の方がY車両よりも速かったこと、X車両からY車両側への見通しは良かったことを総合してX : 30%, Y : 70%とされた。

(3) Xの後遺障害認定

Xは本件事故により、後遺障害等級14級に該当するとの認定を受けた。

(4) Xの損害

ア 治療費 38万9824円

イ 通院交通費 6万0630円

ウ 休業損害 0円

エ 傷害慰謝料 103万円

- 治療期間 平成29年4月26日～同年12月29日まで(約8か月)
- 実通院日数 146日

オ 印鑑証明書代 300円

自賠責保険における被害者請求用の印鑑証明書代

カ 後遺障害診断書代 1万6200円

キ 後遺障害逸失利益 81万4444円

平成28年度全年齢女子平均賃金376万2300円×5%×4.3295(5年ライブ)

ク 後遺障害慰謝料 110万円

ケ 上記合計 341万1398円

(5) 人傷社との合意内容

Xは、平成29年5月6日、Xの夫が加入する人傷社に対し、保険金の請求をし、その際、対人賠償保険金の請求で、自賠責保険金相当額との「一括払」により保険金を受領した場合は、自賠法に基づく保険金の請求受領に関する一切の権限を人傷社に委任し、Xが人身傷害保険金を受領した場合は、支払保険金の額を限度としてXが有していた賠償義務者

人身傷害保険について保険会社が被害者に対して自賠責保険分を含めて一括払することに合意をした場合において、保険会社が自賠責保険から支払を受けた損害賠償額相当額を被害者の損害賠償請求権の額から控除することができないとされた事例に関する考察（山田）

に対する損害賠償請求権及び自賠法に基づく損害賠償額の請求受領権が、人傷社に移転することを確認した。

人傷社は、平成29年5月31日、Xに対し、人傷社が自賠責保険を含めて保険金を一括して支払うこと、一括払を行うに当たり、人傷社が事故対応することを自賠責保険会社に連絡すること、一括払を利用せずにX自身で自賠責保険に直接請求することもできることを説明したところ、Xは、一括払を承諾した。

Xは、平成30年5月24日、人傷社に対し、本件事故によるXのYに対する損害賠償請求権（自賠責保険への請求権を含む）は、人傷社から支払われる保険金111万0181円を限度として人傷社に移転することを承認した。

Xは、人傷社より、平成30年5月15日までに14万6683円、平成30年5月30日に、96万3498円の支払を受けた。

人傷社は、その後、本件事故に関し、自賠責保険から、83万5110円の保険金の支払を受けた。

## (6) 既払金関係

ア 平成29年5月16日～同年6月26日 23万8237円

Y加入の任意保険会社による支払い

イ 平成30年3月12日 75万円

自賠責保険金

ウ 平成30年5月15日頃まで 14万6683円

人傷社による支払い（治療費一括分）

エ 平成30年5月30日 96万3498円

人傷社による支払い（その他の保険金）

オ エの後（日付不明）

人傷社が自賠責保険から 83万5110円を回収

## 2 争点及び当事者の主張

### (1) 争点

人傷社がXに対して自賠責保険分を含めて一括払することに合意をした場合において、人傷社が自賠責保険から支払を受けた損害賠償額相当額をXの損害賠償請求権の額から控除することができるか。

(2) Yの主張

人身傷害保険金のうち、X過失分は人傷社が負担すべきであるが、人傷社が自賠責保険から支払った金員を回収している場合には、その金額は、YがXに対して支払うべき金額から控除されるべきである。

本来、自賠責保険は、加害者側の保険であり、人傷社が自賠責保険金を回収していなければ、自賠責保険金は加害者負担部分に填補されるものである。そして、現在の人身傷害補償保険の実務においては、自賠責保険を一括払いするに当たり、人傷社は、人身傷害保険金の支払前に自賠責保険会社に対して、自賠責保険が有効に存続することを確認し、人傷社が保険金の一括支払を実施して自賠責保険金の回収手続を行う旨を、自賠責保険会社に対して予告し、かつ、被保険者(被害者)に対し、人傷社が支払う人身傷害保険金の中に自賠責保険金が含まれており、自賠責保険金を一括して支払うことについて、同意を得、自賠責保険を人傷社が直接請求することについて委任を受ける。したがって、人傷社は、被害者の代理人として自賠責保険金を受領するから、人傷社が、自賠責保険金を受領する効果は、被害者に及ぶ。

人傷社が自賠責保険金を回収した金額については、加害者負担部分から控除した上で、被害者に人傷社と調整させる方が、人身傷害保険が被害者側の保険であることからして、簡便である。

(3) Xの主張

人傷社がYの自賠責保険会社から回収した自賠責保険金は損益相殺の対象とならない。人傷社が自賠責保険から回収したか否かという人傷社の事情によってXが不利益を受けるのは相当でない。

Yには任意保険が付保されているため、人傷社が回収済みの自賠責保険については、自賠責保険によって調整される実務が確立しているか

人身傷害保険について保険会社が被害者に対して自賠責保険分を含めて一括払することに合意をした場合において、保険会社が自賠責保険から支払を受けた損害賠償額相当額を被害者の損害賠償請求権の額から控除することができないとされた事例に関する考察（山田）

ら、本件においてあえて自賠責保険分を損益相殺する実益もない。

#### [第1審の判断]（福岡地判令和元年8月7日金判1617号49頁）

1 第1審は次のように判示して人傷社が自賠責保険から支払を受けた損害賠償額相当額をXの損害賠償請求権の額から控除すること認めた。

「Xは、一括払を利用せずにX自身で自賠責保険に直接請求することもできるという選択肢を示されながら、人傷社が自賠責保険を含めて保険金を一括して支払う扱いである、一括払を承諾し、Xは、一括払により保険金を受領した場合は、自賠責保険金の請求受領に関する一切の権限を人傷社に委任し、Xが人身傷害保険金を受領した場合は、支払保険金の額を限度としてXが有していた賠償義務者に対する損害賠償請求権及び自賠責保険金の請求受領権が、人傷社に移転することを確認したのであるから、Xと人傷社との間では、Xが人傷社から受領する保険金には自賠責保険金が含まれるとの合意があったものといえることができる。」

「Xは、その後、人傷社に対し、人傷社から支払われる保険金111万0181円を限度として、本件事故によるXのYに対する損害賠償請求権（自賠責保険への請求権を含む）は人傷社に移転することを承諾し、人傷社は、自賠責保険から83万5110円の支払を受けたのであるから、XのYに対する損害賠償請求権のうち83万5110円は人傷社に対して移転した上、人傷社はこれを行使したものであるといえる。そうすると、Xが人傷社から受領した保険金のうち83万5110円は、自賠責保険から受けたものであり、XのYに対する損害賠償請求権を行使して受領したものであるといえる。」

「したがって、Xが人傷社から受領した保険金のうち、83万5110円については、Xがこれを受領した平成30年5月30日時点でYに対する損害賠償請求権についての弁済があったといえるから、本件訴訟に係るXのYに対する請求額を算定するに当たって差し引かれるべきもので

ある。」

2 第1審はXの主張に対しては次のとおり判示している。

「Xは、人傷社が自賠責保険から回収したか否かという人傷社の事情によってXが不利益を受けるのは相当でない、と主張する。しかし、上記(1)のとおり、Xと人傷社との間では、Xが人傷社から受領する保険金には自賠責保険金が含まれるとの合意があったのであるから、Xは、人傷社が自賠責保険から回収した場合には、その回収金額については損益相殺の対象になることを認識していたというべきであって、不当な不利益を受けるものとはいえない。」

「Xは、Yには任意保険が付保されているため、人傷社が回収済みの自賠責保険については、自賠責保険によって調整される実務が確立しているから、本件においてあえて自賠責保険分を損益相殺する実益はない、と主張する。しかし、人傷社が回収した自賠責保険金相当額を、Xが人傷社から受領したときにYから弁済されたものとした場合には、その額についてその時点以降の遅延損害金が発生しないのに対し、上記額についてYから未払いであるとした場合には、Yが別途弁済するまでなお遅延損害金が発生し続けることとなるから、本件において自賠責保険分を損益相殺する実益がないとはいえない。」

「なお、上記(1)のように解することによって(著者注：人傷社の自賠回収分を控除することを認めること)、Xの過失に相当するXの損害額に対する填補額が減少することとなる。これを人傷社がなお補填すべきか否かについては、Xの夫と人傷社との間の契約内容やXと人傷社との合意内容によるべきものである。」

[控訴審の判断：控訴棄却] (福岡高判令和2年3月19日金判1617号44頁)

Xが第1審判決を不服として控訴したところ、控訴審は以下のように判示して、Xの控訴を棄却した。

「本件事故によりXの被った損害の額は、弁護士費用を除き341万1398

人身傷害保険について保険会社が被害者に対して自賠責保険分を含めて一括払することに合意をした場合において、保険会社が自賠責保険から支払を受けた損害賠償額相当額を被害者の損害賠償請求権の額から控除することができないとされた事例に関する考察（山田）

円であり、そのうち、Xの過失部分（30％）に当たる金額は102万3419円である。」

「Xと人傷社は、平成30年5月24日、本件協定書により、本件事故によるXのYに対する損害賠償請求権は、自賠責保険への請求権を含め、支払った人傷保険金の限度で人傷社に移転する旨を合意し（乙16）、人傷社は、Xに対し、同月30日までに、人傷保険金として合計111万0181円を支払い、その後、自賠責保険から83万5110円を受領した」

「本件協定書の文言は、Xから人傷社に対し、支払った人傷保険金の限度で自賠責保険金の受領権限が委任されたと解するほかないものであり、自賠責保険は、本件協定書に基づく受領権限を有する人傷社に自賠責保険金を支払ったものであるから、自賠責保険が加害者のための保険であることに照らすと、本件協定書により人傷社が受領した自賠責保険金は、XとYとの間においては、加害者たるYの過失部分に対する弁済に当たると解すべきである。」

「いわゆる裁判基準差額説によって人傷社による保険代位が認められる金額は8万6762円（111万0181円－102万3419円）であるところ」「人傷社は、Xと本件協定書を締結することにより、支払った人傷保険金のうち83万5110円を自賠責保険から回収したことになる。他方、人傷社が支払った人傷保険金のうち人傷社が受領した自賠責保険金に当たる部分が、人傷社とXとの間においてもYの過失部分に充当されるとすると、Xの過失部分に対する人傷保険からの補てん額は27万5071円（111万0181円－83万5110円）にとどまることになる。本件協定書は、上記のような結果の生じ得ることまでを人傷保険の契約者であるXに説明した上で締結されたものではない可能性があるが、この点は、飽くまでも人傷保険の契約当事者であるXと人傷社との間の問題であるから、これを理由として、本来加害者の過失部分に対する弁済としての効力が認められるべき自賠責保険金が支払われたにもかかわらず、X

とYとの間において、その弁済の効力を否定ないし制限するのは相当ではない。」

[最高裁の判断：破棄自判] (最一小判令和4年3月24日金法2193号85頁)

最高裁は、原審を破棄し、次のとおり判示した。

「本件約款によれば、人身傷害条項の適用対象となる事故によって生じた損害について訴外保険会社が保険金請求権者に支払う人身傷害保険金の額は、保険金請求権者が同事故について自賠責保険から損害賠償額の支払を受けていないときには、上記損害賠償額を考慮することなく所定の基準に従って算定されるものとされている。このことからすれば、訴外保険会社と保険金請求権者との間で、人身傷害保険金について、訴外保険会社が保険金請求権者に対して自賠責保険による損害賠償額の支払分を含めて一括して支払う旨の合意（以下「人傷一括払合意」という。）をした場合であっても、本件のように訴外保険会社が人身傷害保険金として給付義務を負うとされている金額と同額を支払ったにすぎないときには、保険金請求権者としては人身傷害保険金のみが支払われたものと理解するのが通常であり、そこに自賠責保険による損害賠償額の支払分が含まれているとみるのは不自然、不合理である。加えて、本件代位条項によれば、人身傷害保険金を支払った訴外保険会社は、人身傷害保険金の額と被害者の加害者に対する過失相殺後の損害賠償請求権の額との合計額が、被害者について社会通念上妥当であると認められる判決等の基準により算出された過失相殺前の損害額に相当する額を上回るときに限り、その上回る部分に相当する額の範囲で保険金請求権者の賠償義務者等に対する債権を代位取得するものとされているので、本件のように被害者の損害について過失相殺がされる場合には、訴外保険会社が人身傷害保険金の支払により代位取得することができる上記債権の範囲は保険金支払額を下回ることとなる。この場合において、人傷一括払合意により訴外保険会社が



人身傷害保険について保険会社が被害者に対して自賠責保険分を含めて一括払することに合意をした場合において、保険会社が自賠責保険から支払を受けた損害賠償額相当額を被害者の損害賠償請求権の額から控除することができないとされた事例に関する考察（山田）

支払う金員の中に自賠責保険による損害賠償額の支払分が含まれるとして、当該支払分の全額について訴外保険会社が自賠責保険から損害賠償額の支払を受けることができるものと解すると、訴外保険会社が、別途、人身傷害保険金を追加払しない限り、訴外保険会社が最終的に負担する額が減少し、被害者の損害の填補に不足が生ずることとなり得るが、このような事態が生ずる解釈は、本件約款が適用される自動車保険契約の当事者の合理的意思に合致しないものというべきである。

また、本件保険金請求書では、対人賠償保険金の請求において自賠責保険金相当額との一括払により保険金を受領した場合には、自賠法に基づく保険金の請求及び受領に関する一切の権限を訴外保険会社に委任するものとされているのに対し、人身傷害保険金を受領した場合には、その額を限度としてXが有していた賠償義務者に対する損害賠償請求権及び自賠法に基づく損害賠償額の支払請求権が訴外保険会社に移転することを確認するものとされており、対人賠償保険金の受領の場合と人身傷害保険金の受領の場合とで異なる説明内容となっている。さらに、本件協定書においても、XのYに対する損害賠償請求権及び自賠責保険への請求権は、Xが受領した人身傷害保険金の額を限度として訴外保険会社に移転することを承認するものとされている。人身傷害保険金の受領に関する上記各書面の説明内容と本件代位条項を含む本件約款の内容とを併せ考慮すると、上記各書面の説明内容は、訴外保険会社が本件代位条項に基づき保険代位することができることについて確認あるいは承認する趣旨のものと解するのが相当であり、Xが訴外保険会社に対して自賠責保険による損害賠償額の支払の受領権限を委任する趣旨を含むものと解することはできない。人傷一括払合意をしていたことは、上記の解釈を左右するものとは解し難く、そのほか、人身傷害保険金の支払を受けるに当たり、Xが訴外保険会社に対して自賠責保険による損害賠償額の支払の受領権限を委任

したものと解すべき事情も存しない。

以上によれば、本件においては、Xが訴外保険会社に対して自賠責保険による損害賠償額の支払の受領権限を委任したと解することはできず、訴外保険会社がXに対して本件支払金を支払ったことにより自賠責保険による損害賠償額の支払がされたことになると解することもできない。本件支払金は、その全額について、本件保険契約に基づく人身傷害保険金として支払われたものといえるから、訴外保険会社は、この支払により保険代位することができる範囲において、自賠責保険に対する請求権を含むXの債権を取得し、これによりXはYに対する損害賠償請求権をその範囲で喪失したものと解すべきであり、その後訴外保険会社が本件自賠金の支払を受けたことは、XのYに対する損害賠償請求権の有無及び額に影響を及ぼすものではない。

したがって、XのYに対する損害賠償請求権の額から、訴外保険会社が本件支払金の支払により保険代位することができる範囲を超えて本件自賠金に相当する額を控除することはできないというべきである。」

## 【研究】

### 1 はじめに

本件は、交通事故の被害者と自動車保険契約を締結していた人身傷害保険会社（以下「人傷社」という）が、当該被害者と自賠責保険分を含めて一括払することを合意した場合において、人傷社が自賠責保険から支払を受けた損害賠償額相当額を被害者の損害賠償請求権の額から控除することができるか否かが争われた事案である。

本判決は、上記の点について、全額控除を認めた原審を破棄し、人傷社の支払はその全額について保険契約に基づく人身傷害保険金として支払われたものである等として、人傷社が保険代位することができる範囲を超えて人傷社が回収した自賠責保険金に相当する額を控除することはできない

人身傷害保険について保険会社が被害者に対して自賠責保険分を含めて一括払することに合意をした場合において、保険会社が自賠責保険から支払を受けた損害賠償相当額を被害者の損害賠償請求権の額から控除することができないとされた事例に関する考察（山田）

と判示した。これは不当利得容認説を採用したものと評されている<sup>1)</sup>。

本稿では、本判決の妥当性を検討する他、本判決の射程、実務への影響などについて検討する。

## 2 人身傷害保険の意義・特徴

人身傷害保険は、被保険者が自動車事故により身体障害を被った場合に、保険契約で定める損害額算定基準（人傷基準）に従って算定される損害額を保険金として支払うとしたもので<sup>2)</sup>、保険法下においては傷害疾病損害保険契約に該当するとされる<sup>3)</sup>。

過失相殺や好意同乗等による損害賠償の減額部分や加害者の資力不足、ひき逃げ等および自損事故・不可抗力による事故等の賠償責任保険ではてん補が請けられないケースに対して保険保護が提供されるのが特徴<sup>4)</sup>のファーストパーティー型の保険とされる<sup>5)</sup>。

また、本保険により損害をてん補し加害者への損害賠償請求権がある場

---

1) 本判決が不当利得容認説を採用したとの評価については、山下典孝「判批」青山法学論集64巻1号（2022年）75頁参照。なお、全額控除を認めた原審の採用する立場を全部控除説と呼ぶ。

2) 山下友信『保険法（下）』（有斐閣、2022年）418頁。

3) 山下（友）・前掲注 2）136頁、村田敏一「保険の意義と保険契約の類型、他法との関係」『新しい保険法の理論と実務』（経済法令研究会、2008年）36頁、山下典孝「人身傷害補償保険をめぐる新たな問題」阪大法学62巻3・4号（2012年）666頁、小笛恵子「人身傷害保険をめぐる実務上の問題点」保険学雑誌618号（2012年）226頁、洲崎博史「人傷死亡事案において被保険者の法定相続人が相続放棄した場合の人傷保険金の帰属」損害保険研究74巻4号（2013年）238頁、村田敏一「被保険者の死亡による人身傷害補償保険金請求権の法的性質——相続人による承継取得か原始取得か——」立命館法学369・370号（2016年）784頁、木原彩夏「人身傷害補償保険に基づく死亡保険金請求権の帰属」損害保険研究84巻1号（2022年）232頁、山下友信＝永沢徹『論点体系 保険法<第2版>1』〔永沢徹・藤野まり〕（第一法規、2022年）398頁等。他方、人身傷害保険は保険法下において傷害疾病損害保険に該当しないとするものとして、大塚英明「人身傷害死亡保険金の帰趨——保険法における人身傷害条項の立ち位置」保険学雑誌630号（2015年）289頁。

4) 星野明雄「新型自動車保険 TAP 開発について」損害保険研究61巻1号（1999年）101頁。

5) 星野・前掲注 4）113頁。

合はこれを保険会社が代位取得して行使することで、被害者が行う示談のプロセスなしに事故の補償関係を完結でき、示談交渉等の負担から被害者を解放する道が開けるとされる<sup>6)</sup>。

### 3 人傷一括払の意義・法的性質

(1) 人傷一括払という言葉は多義的であり注意を要する。一つの説明として、「人傷社が、自賠償保険金分も含めて人傷保険金を支払うことを『人傷一括払』という場合がある」とされ、「広義の人傷一括払」と呼ばれる<sup>7)</sup>。他方、「人傷基準に基づき算定した被保険者(被害者)の損害の額が保険金額を超過するため、人傷社が、保険金額に上乗せする形で自賠償保険金を立替払いすることを『人傷一括払』という場合があり、「狭義の人傷一括払」と呼ばれる<sup>8)</sup>。

上記の見解は、広義の人傷一括払については、人身傷害保険金として自賠償保険金分が支払われていると読む余地もあると解されるが、これに対して、「約款上の取扱いとは別に、相手自動車に損害賠償責任が発生する場合は、自賠償保険部分の一括払サービスを行っており、自賠償保険部分は通常は人身傷害保険金ではなく、保険会社の立替払(その後保険会社から相手自動車自賠償保険会社へ自賠法16条請求)となる。」との説明もなされている<sup>9)</sup>。この説明を、「狭義の人傷一括払」をいうもの、とする指摘もあるが<sup>10)</sup>、上記説明は「自賠償保険部分は『通常は』人身傷害保険金ではなく」と記載され「通常」時の説明をしていることから、広義・狭義は区別

---

6) 星野・前掲注 4) 113~114頁。

7) 植草桂子「人傷一括払と自賠償保険金の回収をめぐる問題点」損害保険研究79巻4号(2018年)127頁、山下友信=永沢徹・前掲注 3) 403頁。

8) 植草・前掲注 7) 127頁。

9) 赤津貞人「傷害・疾病保険の意義・性質と人身傷害補償条項・無保険車傷害条項」大塚英明=児玉康夫編『新保険法と保険契約法理の新たな展開』(ぎょうせい、2009年)453頁。

10) 植草・前掲注 7) 127頁の脚注18)。

人身傷害保険について保険会社が被害者に対して自賠責保険分を含めて一括払することに合意をした場合において、保険会社が自賠責保険から支払を受けた損害賠償額相当額を被害者の損害賠償請求権の額から控除することができないとされた事例に関する考察（山田）

なく、人傷一括払における自賠責保険部分の支払はサービスであり、人傷社による立替払である（人身傷害保険金の支払ではない）と捉えているものと解される。

(2) ここでの問題は、広義の人傷一括払の場合において、人傷社による自賠責保険金部分の支払を立替払とみるべきか、人身傷害保険金の支払と見るべきか否かである<sup>11)</sup>。

人傷社による自賠責保険金の立替払であるとする見解は、自賠責保険金部分の支払は人身傷害保険金ではなく人傷社から自賠社への自賠法16条請求の立替払であり、人傷社は立替払した自賠責保険金部分について、人傷保険の被保険者を代理して自賠法16条1項に基づき自賠回収を行うという見解<sup>12)</sup>、人傷社の自賠責保険金部分の支払は第三者弁済（民法474条1項）に該当するとする見解<sup>13)</sup>、人傷社は、支払保険金額の対象ではない自賠責損害賠償額について被保険者からその請求権の移転を受けたからこそ立替払に応じ、自賠責保険から回収しているとして準委任とする見解<sup>14)</sup>等がある。

(3) 広義の人傷一括払の場合（人傷基準で算出した損害額が人傷保険金のアマウント範囲内の場合）に、人傷社が自賠責保険金相当額を支払うことを立替払と主張する見解の根拠の一つとして、人傷約款の損害算定に関して自賠責保険金等を控除する旨の規定の存在が考えられる。

標準保険約款によれば、自賠責保険金の控除に関する規定は、「自賠責保険等または自動車損害賠償保障法に基づく自動車損害賠償保障事業に

---

11) 狭義の人傷一括払の場合、人傷社が人身傷害保険の保険金額を超えた部分の支払を行った場合であり、人身傷害保険金の支払と見る余地はないため、この場合は立替払と解される。植草・前掲注 7) 137頁。なお、人傷社から被保険者に支払われる金額が人身傷害保険金と自賠責保険金の合計額なのか、自賠責保険金の額を含めた人身傷害保険金なのかは明らかでない指摘するものとして、清水太郎「原審判批」共済と保険2022年4月号 26頁。

12) 赤津・前掲注 9) の他、山下（典）・前掲注 1) 75頁。

13) 山下（典）・前掲注 1) 99頁。

14) 古笛恵子「原審判批」法律のひろば75巻4号（2022年）63頁。

よって既に給付が決定しまたは支払われた保険金もしくは共済金の額」と定められている<sup>15)</sup>。

最初に人身傷害保険（人身傷害補償保険）を発売した東京海上日動火災保険株式会社（発売当時は東京海上火災保険株式会社）の平成29年4月当時の約款<sup>16)</sup>は、「①自賠責保険等によって支払われる金額」、「②自動車損害賠償保障法に基づく自動車損害賠償保障事業によって既に給付が決定しまたは支払われた金額」が「保険金請求者の自己負担額を超過するときは、当会社は、(1)の規定によって決定される額からその超過額を差し引いて保険金を支払います」<sup>17)</sup>と規定している<sup>18)19)20)</sup>。

前者の文言の場合、「既に給付が決定しまたは支払われた保険金」を控除できるに過ぎず、給付が決定していない場合には控除できない。控除できないのであるから、自賠責保険金相当額はアマウントの枠内において人身傷害保険金として支払われたと見るのが自然であり、保険金支払義務があるものをあえて立替払と見ることは困難であると解される。約款上で人身傷害保険金の請求と立替払の請求が区別されているわけではないし、人身傷害保険金の請求はノーカウント事故であるから、被保険者が立替払請求を選ぶメリットもない。むしろ被保険者に過失がある場合、人身傷害保

---

15) 古筈・前掲注14) 61頁。

16) 自動車保険の解説編集委員会『自動車保険の解説2017』（株保毎日新聞社、2017年）364頁。

17) 自動車保険の解説・前掲注16) 383頁。

18) 「(1)の規定によって決定される額」とは、人傷基準によって算出された額及び損害防止費用、請求権の保全、行使手続費用である（自動車保険の解説・前掲注16) 382～383頁）。

19) 「自己負担額」は「人傷基準で算定された損害額——人傷保険の支払い限度額」であり、要するに人傷アマウントを超える部分である。したがって、この約款の規定によれば、自賠責保険金のうち、人傷アマウントを超える自己負担額を超過する額が差し引かれることになる（高野真人「人傷保険に関する最近の注目すべき判決」公益財団法人日弁連交通事故相談センター『交通事故損害算定基準——実務運用と解説——28訂版』（2022年）353頁）。

20) なお、東京海上日動社のトータルアシスト自動車2022年1月1日始期契約も同様の文言となっている。

人身傷害保険について保険会社が被害者に対して自賠責保険分を含めて一括払することに合意をした場合において、保険会社が自賠責保険から支払を受けた損害賠償額相当額を被害者の損害賠償請求権の額から控除することができないとされた事例に関する考察（山田）

險金として支払を受ければ自己過失分に充当されるのに、立替払の場合は人傷社を通じて自賠責保険からの支払を受け取る形になり過失相殺後の賠償額から控除され被保険者が不利益を被る<sup>21)</sup>。

このことは対人一括払と人傷一括払の違いからも根拠付けられる。すなわち、対人賠償保険は、自賠責保険等の上積み保険<sup>22)</sup>であるところ、自動車保険の対人賠償条項に基づく対人賠償保険においては、自賠責保険金と対人賠償保険金を対人賠償保険の保険会社（対人社）が一括払（対人一括払）を行う<sup>23)</sup>。この場合には自賠責保険部分の支払は対人社の義務として行うものではないため代位が生じない<sup>24)</sup>。一括払をした対人社は加害者からの委任に基づき自賠法15条による請求を行うため、加害者から対人社への委任状を取り付けて自賠社に提出する必要があるとされる<sup>25)</sup>。

他方、人身傷害保険は自賠責保険等の上積み保険ではなく、人傷社の自賠社に対する請求は、実務上は代位に基づくものと整理されており、人傷社が被害者の代理人として自賠法16条請求を行うことは事務処理上予定されていない<sup>26)</sup>。

対人一括制度は、「1事故に対し自賠責保険と対人賠償保険の二つの請求手続をしなければならぬ被保険者・被害者の不便を解消する」趣旨<sup>27)</sup>であり、この不便解消の趣旨を人傷一括払に援用するとの考え方もあり得るが<sup>28)</sup>、広義の一括払は、人傷基準に基づき算定した被保険者（被害者）

---

21) 高野・前掲注19) 353～354頁。

22) 損害料率算出機構編『自動車保険論（第31版）』（損害保険事業総合研究所，2022年）139頁。

23) 植草・前掲注7) 125頁。

24) 山下（友）・前掲注2) 402頁の脚注10)。対人社が任意に支払った自賠責保険金相当額について代位が生じないと判断したものとして福岡高宮崎支判平成18年3月29日判タ1216号206頁。

25) 植草・前掲注7) 125頁。

26) 植草・前掲注7) 128頁の脚注19)。

27) 損害料率算出機構編・前掲注22) 158頁，植草・前掲注7) 125頁。

28) 山下（典）・前掲注1) 81頁は「被保険者が自ら自賠法16条1項請求（被害者請求）を行う場合には、被保険者が自ら申請に必要な書類等を揃えて申請を行わなければならない



の損害の額が保険金額を超過しないのであるから、そもそも被保険者は二つの手続を強いられる立場になく(人傷一本の請求で足りる)、迅速な保険金の支払や負担軽減は広義の一括払には妥当しない。

よって、広義の人傷一括払の場合において、約款文言が自賠責保険金等の給付決定を要するとするタイプで未だ給付が未決定の場合には、人傷社による支払はすべて人身傷害保険金とみるべきである。

(4) 他方、後者の文言(「自賠責保険等によって支払われる金額」を控除する)の場合、自賠責保険等によって支払われる金額部分は人身傷害保険金として支払う義務のない部分であるから、上積み保険としての対人賠償保険の場合と同じく、自賠責保険金相当額の支払を立替払とみることも可能と解される<sup>29)</sup>。

このように、広義の人傷一括払の性質は、約款の文言により区別され、前者の文言(給付決定を要する場合)で給付未決定の場合は支払った保険金はすべて人身傷害保険金と解するべきであり、後者の文言(「自賠責保険等によって支払われる金額」を控除する)の場合は立替払と解することができる。なお、冒頭で述べたとおり、狭義の一括払の場合も立替払と解することになる<sup>30)</sup>。

(5) 前者の文言(給付決定を要する場合)の場合、人身傷害保険金の支払

---

なく、人傷一括払をすることによって被保険者は支払手続及び迅速な保険金の支払というメリットを享受できることになる。」と指摘する。木村健登「原審判批」ジュリスト1565号(2021年)122頁も「自賠法16条1項の請求権の行使にかかる被保険者の負担を軽減し得る点において、人傷一括払の制度には実務上の意義が認められる」と指摘している。

29) 高野・前掲注19)354頁。

30) 木村・前掲注28)120頁は、人傷一括払を人傷社から被保険者に対して自賠責保険による支払も含めた保険金の一括払がなされることを指し、対人賠償と同様、約款上に根拠を持たない実務的サービスであるとし、森健二「人身傷害補償保険金と自賠責保険金の地位について」民事交通事故訴訟・損害賠償額算定基準〔2011年版(下)〕93頁を引用するが、同書93頁は「実務的なサービスとして、相手自動車に損害賠償責任が発生する場合は、人傷保険金額が総損害額よりも低くなるときでも、任意保険の対人一括払と同様の、いわゆる『人傷一括払』として、自賠責保険金分も支払っている例が多いようです。」とあり、実務的なサービスの対象を狭義の人傷一括払に限定していることに注意を要する。



人身傷害保険について保険会社が被害者に対して自賠責保険分を含めて一括払することに合意をした場合において、保険会社が自賠責保険から支払を受けた損害賠償額相当額を被害者の損害賠償請求権の額から控除することができないとされた事例に関する考察（山田）

か立替払かは自賠責保険の給付決定の有無により変化することになるため、「既に給付が決定」の意義が問題となる。この点、損害保険料率算出機構が行った事前認定が「すでに給付が決定し」に該当するかが争われた事案について、東京地判平成24年2月3日交民集45巻1号194頁は、自賠責保険金は実際に自賠責保険に対する請求がなされ、損害調査が終了した時点で自賠責保険会社が決定するものであること、事前認定結果と異なる司法判断が下された場合、原則として、自賠責保険会社は司法判断を尊重した認定を行うこと等を理由に、事前認定は「すでに給付が決定し」には該当しないと判断した。この判例によれば、「すでに給付が決定し」は、自賠責保険会社に対する請求がなされ、自賠責保険会社が損害調査を終えて支払額を決定した時点が「既に給付が決定」した時期になると解される<sup>31)</sup>。

(6) 本判決で問題となった約款文言は、第1審、原審の事実認定を見てもはっきりしないが、本判決の理由2(5)イに本件約款の定めとして、「訴外保険会社の支払う人身傷害保険金の額は、人身傷害保険金額を限度として、本件約款所定の算定基準に従い算定された損害額（略）から、人身傷害保険金の請求権者に対して自賠責保険によって支払われた金員等の既払額を差し引いた額とする。」（※下線は著者）と指摘していることから、前者の文言（給付決定を要する場合）であったと考えられる<sup>32)</sup>。

また、本件では後遺障害にかかる自賠責保険金75万円はXが被害者請求

---

31) 古筈・前掲注14) 63頁は、当該判例つき、人傷約款に読替規定がなく、平成24年最高裁判決が出る直前の下級審判決であり、判断の前提となる状況は全く異なるから、今日の問題にはあてはまらないとするが、「すでに給付が決定し」の解釈に対して、読替規定の有無や平成24年最高裁判決前の判断であることがどのように影響しているかははっきりしない。

32) 本判決によれば、本件の人傷社は三井住友海上火災保険株式会社である。本件事故に適用される同社の人身傷害条項は確認できていないが、2022年1月始期の契約に適用されるGKクルマの保険をみると、約款文言は「自賠責保険等または自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）に基づく自動車損害賠償保障事業によって既に給付が決定または支払われた金額」として、前者の約款文言となっている。

で受領しているが、傷害部分については、給付決定がなされる前に人傷社が人傷一括払で対応し、その後人傷社が自賠回収している。以上を念頭に、以下、本判決の理由付けを検討する。

#### 4 本判決の検討

(1) 本判決は冒頭で、「訴外保険会社が保険金請求権者に対して自賠責保険による損害賠償額の支払分を含めて一括して支払う旨の合意（以下「人傷一括払合意」という。）をした場合であっても、本件のように訴外保険会社が人身傷害保険金として給付義務を負うとされている金額と同額を支払ったにすぎないとき」として、広義の人傷一括払であることを明確にしたうえで、「保険金請求権者としては人身傷害保険金のみが支払われたものと理解するのが通常であり、そこに自賠責保険による損害賠償額の支払分が含まれているとみるのは不自然、不合理である」と述べ、当事者間の合理的意思として、人傷社が人身傷害保険金支払義務を負う範囲であるにも関わらず、そこに自賠責保険金の立替払が含まれると解釈することは不自然・不合理と評価しており妥当である。

前述したとおり、人身傷害保険金1本の請求で足りるのに、あえて自己に不利益となる自己過失分に充当されない自賠責保険金の支払が含まれているとの合意を積極的に行う被保険者はいないであろう。

(2) 次に本判決は、裁判基準差額説について説示したうえで、「人傷一括払合意により訴外保険会社が支払う金員の中に自賠責保険による損害賠償額の支払分が含まれるとして、当該支払分の全額について訴外保険会社が自賠責保険から損害賠償額の支払を受けることができるものと解すると、訴外保険会社が、別途、人身傷害保険金を追加払しない限り、訴外保険会社が最終的に負担する額が減少し、被害者の損害の填補に不足が生ずることとなり得るが、このような事態が生ずる解釈は、本件約款が適用される自動車保険契約の当事者の合理的意思に合致しない」と述べる。

この点に対しては人傷社が被保険者に追加払すれば足りるようにも解さ

人身傷害保険について保険会社が被害者に対して自賠責保険分を含めて一括払することに合意をした場合において、保険会社が自賠責保険から支払を受けた損害賠償額相当額を被害者の損害賠償請求権の額から控除することができないとされた事例に関する考察（山田）

れるが、約款上は追加払に関する規定がなく、人身傷害保険金を支払う際の協定書には、被保険者は追加の保険金請求をしない旨の文言が記載されているようであり<sup>33)</sup>、追加払ができないのであれば、やはり本判決がいうとおり当事者の合理的意思に合致しないというべきである。

(3) さらに、本判決は、保険金請求書の記載に関し、対人賠償保険金の場合には自賠法に基づく保険金の請求及び受領に関する一切の権限を訴外保険会社に委任するものとされているのに対し、人身傷害保険金の場合には、その額を限度として被保険者が有していた賠償義務者に対する損害賠償請求権及び自賠法に基づく損害賠償額の支払請求権が人傷社に移転することを確認するとされていること、協定書も、被保険者の加害者に対する損害賠償請求権及び自賠責保険への請求権は、被保険者が受領した人身傷害保険金の額を限度として人傷社に移転することを承認するものとされていることから、人傷社は本件代位条項に基づき保険代位することができることについて確認あるいは承認する趣旨のものと解するのが相当で、被保険者が人傷社に自賠責保険による損害賠償額の支払の受領権限を委任する趣旨を含むものと解することはできないと述べる。

この点も、前述した対人一括払と人傷一括払との違いに着目するものであり妥当である。前述のとおり、広義の一括払の場合に、被保険者が人傷社との間で、人傷社の支払を立替払と合意して16条請求を委任することは、被保険者にとってメリットがなく<sup>34)</sup>（特に過失がある場合は自己過失分に人傷を充当できなくなってしまう）、この点でも受領権限の委任とみることは妥当でない。

(4) よって、本判決の理由及び結論ともに妥当と解される。

---

33) 常盤重雄「交通事故損害賠償における人身傷害補償保険を巡る諸問題——人傷社による自賠回収が被害者の損害賠償請求権に与える影響を中心に——」横浜法学30巻1号（2021年）453～454頁。

34) 佐野誠「原審判批」法学論叢66巻3号17頁も16条請求権の行使の代行を人傷社に委任するメリットはあまり考えられない、と指摘している。

## 5 本判決の射程

本判決は広義の人傷一括払に関する事例であり、かつ、自賠責保険金等の控除に関する約款文言が、控除に給付決定を要する場合であるから、狭義の人傷一括払に関するケースや、自賠責保険金等の控除に関する約款文言が単に「自賠責保険等によって支払われる金額」と規定されているに過ぎない場合には本判決の射程は及ばないものと解さざるを得ない。狭義の人傷一括払の場合には、そもそもアマウントを超える上積み部分を支払っているため、立替払と評価されるし、控除に関する約款文言が「自賠責保険等によって支払われる金額」と規定されている場合は、自賠責保険金相当額は人身傷害保険金支払義務の枠外となり、やはり立替払と評価されるからである。

なお、控除に関する「自賠責保険等によって支払われる金額」との約款文言について、本稿では給付が未決定の場合も控除できるものとして論じているが、この点は反論が予想されるところである。この文言でも「既に給付が決定」した場合をいうものと解釈する、すなわち、給付未決定の場合は控除できないと解釈すれば、自賠責保険金相当額は立替払ではなく人身傷害保険金と評価されるため被保険者にとって有利である。しかし、このパターンの約款は、政府保証事業については「既に給付が決定または支払われた金額」を控除するとして明確に書き分けていることから、上記のような解釈は文言上困難であろう。また、広義の人傷一括払の場合であり、保険金額（アマウント）の範囲内の支払である以上、自賠責保険金相当額を控除できる場合であっても控除せずに支払ったのであれば立替払には該当しない、との指摘も考えられるところであるが、約款上、給付決定を経ることなく控除が予定されている以上はこれを人身傷害保険金の支払とみることができるとは疑問が残る<sup>35)</sup>。

もっとも、このような約款文言によって、人身傷害保険金としての支払

---

35) 植草・前掲注 7) は、狭義の人傷一括払の場合には、不当利得容認説は妥当しない（保険金額以上の保険金の支払を強いることまで意図するものではない）としている。

人身傷害保険について保険会社が被害者に対して自賠責保険分を含めて一括払することに合意をした場合において、保険会社が自賠責保険から支払を受けた損害賠償額相当額を被害者の損害賠償請求権の額から控除することができないとされた事例に関する考察（山田）

なのか立替払なのかが変わってしまうのは被保険者への影響が大きく、差額説を採用した保険法25条の趣旨とも整合しないと考えられるため、約款文言を「既に給付が決定」した場合に控除できる（給付未決定の場合は控除できない）と統一するのが望ましいであろう（標準保険約款もこの文言である）。

## 6 実務への影響（おわりに）

本判決に対しては、学説上は概ね好意的に受け止められているように見受けられるが、保険実務家からはあまり歓迎されていないようにも感ぜられる。本判決に従えば、人傷社は、被保険者と事故の相手方との示談ないし訴訟が完了し被保険者の過失分が確定するまで自賠回収することができず、債権管理上のコストが嵩み煩雑でもある。しかし、本判決が確定した以上は、今後は、自賠回収の時期を被保険者の過失確定後にするか、一旦は自賠回収を行った上で、後に対人社との間で清算するかという方法を取ることになると解される。

もっとも、本判決は約款の規定に関する当事者の合理的意思解釈を行った事例判決<sup>36)</sup>であるから、約款の規定が変われば評価も変わり得る。

確かに、不当利得容認説の方が被保険者の保護に手厚く、裁判基準差額説の理念には合致するが、自賠責保険金相当額が最初から立替払の位置付けであれば、広義の人傷一括払は単なるサービスに過ぎないこととなり、人傷社は支払後、速やかに自賠回収を実施することが可能で、それ自体特に非難されることでもない。したがって、約款の自賠責保険金控除に関する規定を給付未決定でも控除可能とすれば全部控除説を採用する余地もあると思われる<sup>37)</sup>。

---

36) 加藤新太郎「いわゆる人傷一括払と人傷社の支払額」NBL1219号（2022年）88頁。

37) 山下典孝「原審判批」判例時報2499号（2022年）152頁や、肥塚肇雄「原審判批」リマークス64号（2022年上）45頁は被保険者に選択肢を示して承諾を得れば損益相殺を肯定し得ると指摘しているが、そのような指摘は、約款上、自賠責保険金を当然控除できる場合（給付決定を要しない場合）において妥当性があるものと解される。

結局のところ、この問題は、人身傷害保険をどのように位置付けるか、すなわち、ファーストパーティー型の保険として被保険者の損害の完全な満足を充足するように設計するのか、対人賠償保険と同様、自賠責保険金の上積み保険的な位置付けとするのかの基本的な考え方に影響されるものと思われる。前者の考えを貫徹するのであれば、広義の人傷一括払において、自賠責保険金相当額の支払を立替払とする発想を転換する必要があるであろう（被保険者の利得禁止の観点からは、自賠回収は保険代位できる範囲で行えば足りる）。裁判基準差額説の理念や、人身傷害保険は単独自損事故にも適用される（つまり自賠回収がそもそも想定されないケースも存在する）ことを考えれば、前者の観点に立って考えるのが相当と解される。

以上